

令和4年度 春日井市地域防災計画（地震災害対策計画） 新旧対照表（案）

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考																																
4	27	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 1 災害予防段階 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。	第1編 総則 第2章 基本理念及び重点を置くべき事項 第1節 防災の基本理念 1 災害予防段階 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策も可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。	表記の整理																																
10	8	第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:15%;">災害予防</th> <th style="width:25%;">災害応急対策</th> <th style="width:40%;">災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）</td> <td>(略)</td> <td><u>(追加)</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	(略)	<u>(追加)</u>	(略)	4 (略)		<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) 		第3章 防災機関等の役割分担 第1節 防災機関等 3 指定地方行政機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:15%;">災害予防</th> <th style="width:25%;">災害応急対策</th> <th style="width:40%;">災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）</td> <td>(略)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u> 2 (略) 3 (略) </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 (略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	(略)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u> 2 (略) 3 (略) 	(略)	4 (略)				表記の整理								
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	(略)	<u>(追加)</u>	(略)																																	
4 (略)		<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 (略) 																																		
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
中部地方整備局（名古屋国道事務所、名古屋国道維持第2出張所、名古屋国道維持第4出張所、庄内川河川事務所）	(略)	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u> 2 (略) 3 (略) 	(略)																																	
4 (略)																																				
		5 指定公共機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:15%;">災害予防</th> <th style="width:25%;">災害応急対策</th> <th style="width:40%;">災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	5 指定公共機関 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">機関名</th> <th style="width:15%;">災害予防</th> <th style="width:25%;">災害応急対策</th> <th style="width:40%;">災害復旧・復興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク株式会社</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル株式会社</td> <td>—————</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時における携帯電話</u> </td> <td> <u>被災施設及び設備の早期</u> </td> </tr> </tbody> </table>	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興	(略)	(略)	(略)	(略)	ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)	楽天モバイル株式会社	—————	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時における携帯電話</u> 	<u>被災施設及び設備の早期</u>	指定公共機関の追加に伴う修正
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)																																	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																	
機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧・復興																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
ソフトバンク株式会社	(略)	(略)	(略)																																	
楽天モバイル株式会社	—————	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>災害時における携帯電話</u> 	<u>被災施設及び設備の早期</u>																																	

頁	行	修正前				修正後				備考
							<u>の通信確保</u> <u>2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係機関からの要請による優先的な対応</u> <u>3 災害対策本部を設置し、災害時における情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達</u>	復旧		
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		東邦ガス株式会社	(略)	(略)	(略)	東邦ガス株式会社(東邦ガスネットワーク株式会社を含む。以下同じ。)	(略)	(略)	(略)	
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
28	15	第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (1) (略) (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略)				第2編 災害予防計画 第1章 災害に強い防災体制の確立 第1節 防災体制の整備 2 施設の役割及び機能 (1) (略) (2) 防災拠点 ア 防災拠点の指定及び圏域 (略)				
		防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定一般避難所 (小学校等)		防災圏域	防災拠点 (災害支援本部)	圏域内指定一般避難所 (小学校等)		

表記の整理

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考						
		<table border="1"> <tr> <td>東野地区</td> <td>勤労福祉会館</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 補完施設 (略) (※) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者の<u>受入れを優先する。</u> ウ (略) (3)～(6) (略)</p> <p>3 地域との連携 (略) 日常的な地域活動を通じて、災害に強い地域づくりの実現を目指すため、<u>防災拠点を中心として防災展示及び防災拠点訓練を行い、地域の人材の育成に努め、市民の役割、責任分担の周知、災害後の自主的な対応など防災意識の啓発に努める。</u></p>	東野地区	勤労福祉会館	(略)	<table border="1"> <tr> <td>東野地区</td> <td>グリーンパレス春日井</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>イ 補完施設 (略) (※) 第一希望の家、第二希望の家及び福祉作業所については、知的障がい者を<u>受入れ。</u> ウ (略) (3)～(6) (略)</p> <p>3 地域との連携 (略) 日常的な地域活動を通じて、災害に強い地域づくりの実現を目指すため、<u>防災に関する講話等により、地域の人材の育成に努め、市民の役割、責任分担の周知、災害後の自主的な対応など防災意識の啓発に努める。</u></p>	東野地区	グリーンパレス春日井	(略)	<p>施設名称の変更に伴う修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
東野地区	勤労福祉会館	(略)								
東野地区	グリーンパレス春日井	(略)								
31	30	<p>第2節 防災活動体制の整備</p> <p>3 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>(追加)</u></p> <p>また、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び青</p>	<p>第2節 防災活動体制の整備</p> <p>3 応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、個々の職員が状況に応じて的確に対応できるよう、災害が発生又は発生するおそれのある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。 <u>また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努め、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u> <u>さらに、男女共同参画の視点から、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び</u></p>	<p>対策の追加</p>						

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4 人材育成及び防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災拠点訓練 防災拠点において、<u>拠点参集職員及び圏域市民の参加のもとに防災訓練を実施し、行動マニュアルに基づいた災害時の参集、初動態勢、避難所の開設、運営方法等を習得し、併せて市民の災害予防意識の啓発を図る。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 (略)</p> <p>県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、<u>実施すべき事項について確認し、体制の整備等に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」協定等の締結状況 (資料5-1~94)</p>	<p>青少年女性センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p>4 人材育成及び防災訓練の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災訓練の実施 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災拠点訓練 防災拠点において、<u>拠点参集職員による防災訓練を実施し、行動マニュアルに基づいた災害時の参集、初動態勢、避難所の開設、運営方法等を習得を図る。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>5 広域応援・受援体制の整備</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 南海トラフ地震等発生時の受援計画 (略)</p> <p>県が策定した「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」を参考に、「<u>春日井市災害時受援計画</u>」に基づいた<u>受援体制を確保する。</u></p> <p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」協定等の締結状況 (資料5-1~101)</p>	<p>表記の整理</p> <p>春日井市災害時受援計画の策定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
37	18	<p>第3節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 有線通信施設</p> <p>ア 有災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社名古屋支店、中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー春日井営業所及び東邦ガス株式会社春日井営業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これを活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。</p>	<p>第3節 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>1 情報連絡体制の整備</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 有線通信施設</p> <p>ア 有災害時において、市、春日井警察署、西日本電信電話株式会社東海支店、中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所及び東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所との通信の専用化を図るため、直接通信連絡線（ホットライン）が整備されており、これ</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
			を活用するとともに、その他防災機関との通信連絡窓口の一本化を図る。	
45	4	<p>第5節 消防救急体制の整備</p> <p>3 危険物施設の予防対策 (1)～(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」石油類等大量保有事業所 (資料1-5) 毒物及び劇物保有事業所 (資料1-6) 高压ガス大量保有事業所(液化石油ガス)(資料1-7) 放射性物質保有事業所 (資料1-8)</p>	<p>第5節 消防救急体制の整備</p> <p>3 危険物施設の予防対策 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	表記の整理
51	24	<p>第2章 市民の防災行動力の向上</p> <p>第2節 学校等における防災教育及び安全対策</p> <p>1 児童への防災対策 (1) (略) (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 (略) ア～ウ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第2章 市民の防災行動力の向上</p> <p>第2節 学校等における防災教育及び安全対策</p> <p>1 児童への防災対策 (1) (略) (2) 地域の災害リスクに基づいた防災教育の実施 (略) ア～ウ (略) エ <u>防災教育への消防団員等の参画</u> 市及び国は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</p>	表記の整理
55	15	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>1 連携・協力体制の推進 (略)</p> <p>市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。</p>	<p>第4節 防災ボランティアとの連携</p> <p>1 連携・協力体制の推進 (略)</p> <p>市、県及び国は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとと</p>	表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考
			もに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	
60	18	<p>第5節 要配慮者の安全対策</p> <p>5 情報連絡体制 要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>6、7 (略)</p> <p>8 社会福祉施設等における対策 (1)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定書(資料5-61)</p>	<p>第5節 要配慮者の安全対策</p> <p>5 情報連絡体制 要配慮者に対する効果的な災害情報が提供できるよう、民生委員・児童委員、自治組織、ボランティア等を活用した情報連絡体制の整備に努める。</p> <p>6、7 (略)</p> <p>8 社会福祉施設等における対策 (1)～(6) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入に関する協定書(資料5-68)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
68	5	<p>第3章 災害に強い都市の形成</p> <p>第1節 防災まちづくりの推進</p> <p>2 建築物の安全対策 (1) (略) (2) 耐震改修促進計画 ア、イ (略) ウ (略) また、耐震改修促進法において、<u>耐震診断義務付け対象建築物として、一定規模以上であり、かつ不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物を要緊急安全確認大規模建築物として指定し、耐震改修の促進に努めることとする。</u> (略) (3)～(9) (略)</p> <p>3 宅地等の安全対策 (1) (略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 県は、<u>急傾斜地崩壊危険箇所のうち崩壊により災害発生のおそれのある危険区域として、急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域を指定している。</u>市は、これら区域の警戒避難体制を整備し、県と協力して、所有者等に宅地等の保全を指導</p>	<p>第3章 災害に強い都市の形成</p> <p>第1節 防災まちづくりの推進</p> <p>2 建築物の安全対策 (1) (略) (2) 耐震改修促進計画 ア、イ (略) ウ (略) また、耐震改修促進法における要緊急安全確認大規模建築物(不特定多数の者が利用する既存耐震不適格建築物)の耐震改修の促進に努めることとする。 (略) (3)～(9) (略)</p> <p>3 宅地等の安全対策 (1) (略) (2) 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止 県は、急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域を指定し、市は、これら区域の警戒避難体制を整備し、県と協力して、所有者等に宅地等の保全を指導するとともに、標識等を設置するほか定期的に防災パトロール等を実施する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修 正 前	修 正 後	備 考
		<p>するとともに、標識等を設置するほか定期的に防災パトロール等を実施する。 <u>なお、危険箇所については、県に指定を働きかけるとともに指定区域に準じて災害防止に努める。</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(5) <u>危険箇所の保全対策</u> <u>ア 毎年実施している危険箇所の調査、点検に当たっては、新たな危険箇所の把握にも努め、必要な措置を講ずる。</u> <u>イ 災害発生のおそれがあるときは、重点的に危険箇所をパトロールするなど、災害発生の未然防止に努める。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>ため池の整備</u> (略) また、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。 <u>資料 「様式・資料集」土石流危険渓流（資料1-2）</u> <u>急傾斜地崩壊危険箇所・危険区域（資料1-3）</u> <u>山地災害危険地区（資料1-4）</u></p> <p>4 土砂災害の防止 (1)～(3) (略) (4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 (ア) (略) (イ) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施 イ～エ (略) <u>危険箇所等の定義</u></p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>ため池の整備</u> (略) また、防災重点<u>農業用</u>ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成を行い、適切な情報提供を図るものとする。 <u>(削除)</u></p> <p>4 土砂災害の防止 (1)～(3) (略) (4) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施 ア 計画の作成等 (ア) (略) (イ) 訓練の実施 急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施<u>及び市への報告</u> イ～エ (略) <u>危険地区の定義</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区等の名称</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険地区 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>土砂災害 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険箇所 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) <u>(追加)</u></p> <p>6 文化財の保護 <u>(追加)</u></p> <p><u>(1)~(7) (略)</u></p>	危険地区等の名称	定義	山地災害 (略)	(略)	危険地区 (略)	(略)	土砂災害 (略)	(略)	危険箇所 (略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>危険地区の名称</th> <th>定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山地災害 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>危険地区 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略) 資料 「様式・資料集」 土砂災害警戒区域 (土石流) <u>(資料1-2)</u> 土砂災害警戒区域 (急傾斜地の崩壊) (資料1-3) 山地災害危険地区 (資料1-4) 土砂災害防止法第8条第1項第4号の施設 (土砂災害警戒区域内施設) (資料1-11)</p> <p>6 文化財の保護 <u>(1) 文化財の保存 (保管) 状況の把握</u> 県がクラウド上に作成した「<u>文化財</u>レスキュー台帳」により共有する。 <u>(2)~(8) (略)</u></p>	危険地区の名称	定義	山地災害 (略)	(略)	危険地区 (略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>(削除)</u>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
危険地区等の名称	定義																							
山地災害 (略)	(略)																							
危険地区 (略)	(略)																							
土砂災害 (略)	(略)																							
危険箇所 (略)	(略)																							
危険地区の名称	定義																							
山地災害 (略)	(略)																							
危険地区 (略)	(略)																							
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																							
	<u>(削除)</u>																							
76	20	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア~ク (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2節 都市基盤整備の推進</p> <p>1 公共施設</p> <p>(1) 道路</p> <p>ア~ク (略)</p> <p>ケ 市、県及び国は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の<u>占用</u>の禁止又は制限を行うとともに、国 (経済産業省、総務省) が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</p>	<p>対策の追加</p>																				

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>2 ライフライン施設 (1)～(6) (略) (7) 通信施設 ア 電気通信 (ア)～(ウ) (略) (エ) ソフトバンク株式会社 ソフトバンク株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p> <p>(8) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>2 ライフライン施設 (1)～(6) (略) (7) 通信施設 ア 電気通信 (ア)～(ウ) (略) (エ) ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社 ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、電気通信事業の公共性に鑑み、災害時においても可能な限り電気通信サービスを提供できるよう、平素より通信設備等の信頼性向上に努める。</p> <p>(8) (略) 資料 「様式・資料集」災害時における相互連携に関する協定(資料5-27)</p>	<p>指定公共機関の追加に伴う修正</p> <p>協定の締結による追加</p>
86	4	<p>第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1) (略) (2) 指定一般避難所及び指定福祉避難所の整備 ア～エ (略) オ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ア)、(イ) (略) (ウ) バックアップ設備の整備：投光器、<u>自家発電設備等</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難所の運営管理体制の整備 ア～ウ (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第3節 防災対策施設の整備 4 指定避難所等 (1) (略) (2) 指定一般避難所及び指定福祉避難所の整備 ア～エ (略) オ 緊急時に有効と思われる設備には、次のものが考えられるが、これらについては平常時から指定避難所等に備え付け、即時に利用できるよう整備に努めるものとする。 (ア)、(イ) (略) (ウ) バックアップ設備の整備：投光器、<u>再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等</u></p> <p><u>カ 指定福祉避難所においては、医療的ケアを必要とする者に備え、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p>(3) 避難所の運営管理体制の整備 ア～ウ (略) <u>エ 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p> <p>対策の追加</p>

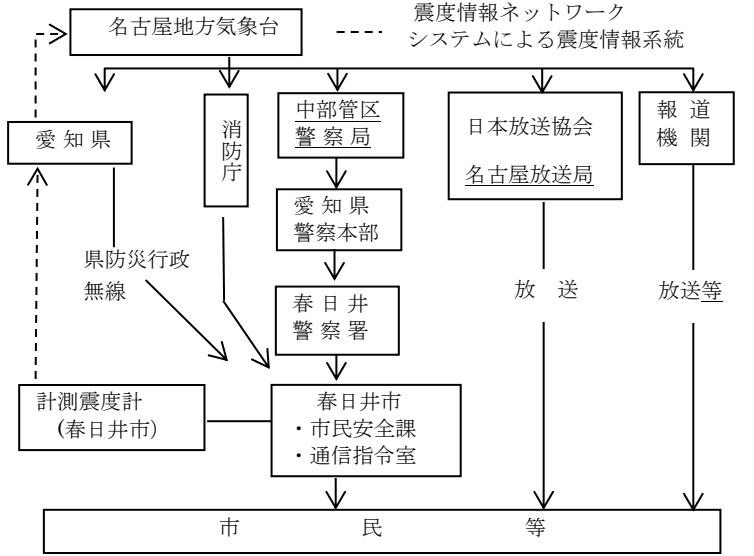
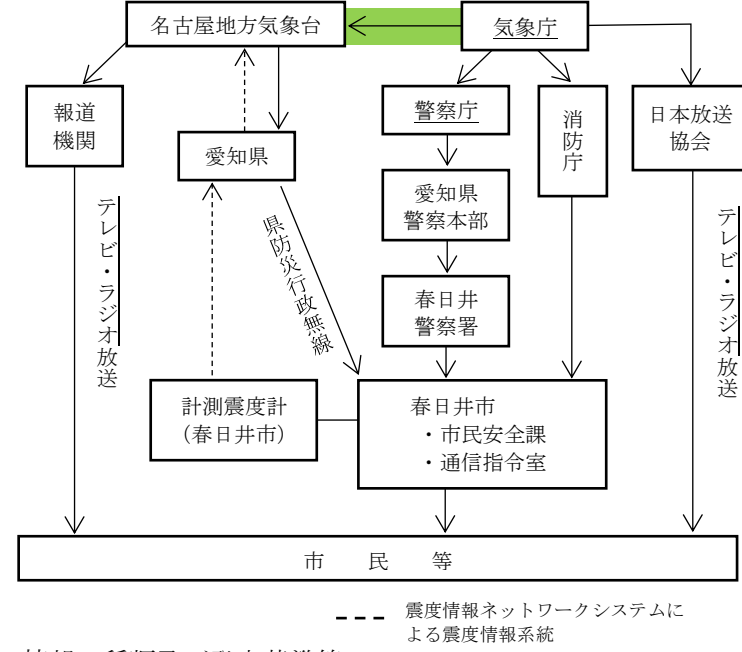
頁	行	修正前	修正後	備考
		エ～ク (略)	オ～ケ (略)	
93	13	<p>第5章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 被害情報等の収集伝達体制については、第4編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。</p>	<p>第5章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。</p>	表記の整理
93	26	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 被害情報等の収集伝達体制については、第4編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。</p>	<p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。</p>	表記の整理
96	10	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 被害情報等の収集伝達体制については、第4編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。</p>	<p>第3節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。</p> <p>(3) 被害情報等の収集伝達体制については、第3編第2章「情報の収集及び伝達」のとおりとする。</p>	表記の整理
98	2	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動組織</p> <p>第1節 活動組織の設置</p> <p>2 警戒本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 応急活動組織</p> <p>第1節 活動組織の設置</p> <p>2 警戒本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考																		
		<p>ア (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">警戒本部員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防公安部※1</td> <td>消防総務課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略) 4 支援本部 (1)~(3) (略) 災害支援本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">春日井市災害対策本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">「災害支援本部」</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 部長 副部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務分掌 総務班長 総務班 1~5 (略) 情報班長 6 被災証明書及び相談窓口に関すること。 救護班長 7 (略) 避難所班長 情報班 1~3 (略) 救護班 1~3 (略) 避難所班 (略) </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">班長会</div>	警戒本部員	(略)	(略)	(略)	消防公安部※1	消防総務課	(略)	(略)	(略)	<p>ア (略)</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">警戒本部員</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防公安部※1</td> <td>消防救急課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3 (略) 4 支援本部 (1)~(3) (略) 災害支援本部組織図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">春日井市災害対策本部</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">「災害支援本部」</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin: 5px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 部長 副部長 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事務分掌 総務班長 総務班 1~5 (略) 情報班長 6 罹災証明書及び相談窓口に関すること。 救護班長 7 (略) 避難所班長 情報班 1~3 (略) 救護班 1~3 (略) 避難所班 (略) </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">班長会</div>	警戒本部員	(略)	(略)	(略)	消防公安部※1	消防救急課	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
警戒本部員	(略)	(略)		(略)																		
	消防公安部※1	消防総務課		(略)																		
		(略)	(略)																			
警戒本部員	(略)	(略)	(略)																			
	消防公安部※1	消防救急課	(略)																			
		(略)	(略)																			
105	7	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>災害時において、市の体制のみでは災害応急対策を円滑に実施できないと認められるときは、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。</p> <p>1、2 (略)</p>	<p>第2節 広域応援等の要請及び受入れ</p> <p>春日井市災害時受援計画を踏まえ、春日井市で震度6強以上の揺れを観測した場合及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合には、速やかに他の地方自治体及び関係機関の応援を要請する。</p> <p>なお、要件を満たさない自然災害が発生した場合においても、国や県の応援の状況を踏まえつつ、応援の受入れ体制を構築する必要が生じる可能性があることに留意する。</p> <p>1、2 (略)</p>	<p>春日井市災害時受援計画の策定に伴う修正</p>																		

頁	行	修正前	修正後	備考																																																																																														
		<p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防災行政無線電話</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>総務部 災害対策室</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>総務部 防災安全課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和3年度は、岸和田市が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 岸和田市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>危機管理部</td> <td>大阪府岸和田市岸城町7</td> <td>072-423-9437</td> <td></td> </tr> <tr> <td>危機管理課</td> <td>番1号</td> <td>072-423-6933</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4、5 (略)</p> <p>6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、人材は動員部、物資は物資供給部において関係する各部と調整をとり、受入体制を整える。</p>	市町村	担当部課名	住所	連絡先	電話	FAX					防災行政無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)		尾張旭市	総務部 災害対策室	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	豊山町	総務部 防災安全課	(略)	(略)	(略)	担当課	住所	連絡先	電話				FAX	危機管理部	大阪府岸和田市岸城町7	072-423-9437		危機管理課	番1号	072-423-6933		<p>3 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 東尾張地区市町及び連絡担当部局</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">市町村</th> <th rowspan="2">担当部課名</th> <th rowspan="2">住所</th> <th rowspan="2">連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <th>FAX</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>防災行政無線電話</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>尾張旭市</td> <td>総務部 危機管理課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>豊山町</td> <td>企画調整部 防災安全課</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施行時特例市応援要請手続き 春日井市が所属するCブロックの代表市へ応援を要請する。なお、令和4年度は、加古川市が代表市となっている。 ア、イ (略) ウ 代表市の防災担当部署 Cブロック代表市 加古川市</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当課</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> <th>電話</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <th>FAX</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災部</td> <td>兵庫県加古川市加古川町</td> <td>079-427-9717</td> <td></td> </tr> <tr> <td>防災対策課</td> <td>北在家2000番地</td> <td>079-427-3623</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4、5 (略)</p> <p>6 他の地方自治体等 その他の地方自治体及び団体からの応援申込みがあったときは、本部事務局総務班が窓口として受け付け、人材は動員部、物資は物資供給部と調整をとり、受入体制を整える。</p>	市町村	担当部課名	住所	連絡先	電話	FAX					防災行政無線電話	(略)	(略)	(略)	(略)		尾張旭市	総務部 危機管理課	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	豊山町	企画調整部 防災安全課	(略)	(略)	(略)	担当課	住所	連絡先	電話				FAX	防災部	兵庫県加古川市加古川町	079-427-9717		防災対策課	北在家2000番地	079-427-3623		<p>名称変更による修正</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
市町村	担当部課名	住所					連絡先	電話																																																																																										
			FAX																																																																																															
				防災行政無線電話																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
尾張旭市	総務部 災害対策室	(略)	(略)	(略)																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
豊山町	総務部 防災安全課	(略)	(略)	(略)																																																																																														
担当課	住所	連絡先	電話																																																																																															
			FAX																																																																																															
危機管理部	大阪府岸和田市岸城町7	072-423-9437																																																																																																
危機管理課	番1号	072-423-6933																																																																																																
市町村	担当部課名	住所	連絡先	電話																																																																																														
				FAX																																																																																														
				防災行政無線電話																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																															
尾張旭市	総務部 危機管理課	(略)	(略)	(略)																																																																																														
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																														
豊山町	企画調整部 防災安全課	(略)	(略)	(略)																																																																																														
担当課	住所	連絡先	電話																																																																																															
			FAX																																																																																															
防災部	兵庫県加古川市加古川町	079-427-9717																																																																																																
防災対策課	北在家2000番地	079-427-3623																																																																																																

頁	行	修正前	修正後	備考																												
		<p>7 (略)</p> <p>8 南海トラフ地震の発生時における広域受援 南海トラフ地震の発生時においては、国が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行うこととなっている。</p> <p>市は、「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、物資調達、燃料・電気・ガスの供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 南海トラフ地震の発生時における広域受援 南海トラフ地震の発生時、国は、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づき、あらかじめ定められた拠点等に対し、応援部隊等を派遣するとともに、物資の輸送等を行い、県は、広域物資輸送拠点で物資を受け入れ、市へ配送することとなっている。</p> <p>市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国が実施する災害応急対策活動に対し、緊急輸送ルートの確保、救助・救急、消火活動、災害医療活動、拠点の確保、物資調達、燃料・電気・ガスの供給等の広域的な受援活動を実施するものとする。</p>	春日井市災害時受援計画の策定に伴う修正																												
113	10	<p>第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ</p> <p>2 救援活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の救援</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>炊飯及び給水</td> <td>被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣部隊の受入れ (1)～(4) (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>着陸帯設定時における留意事項</u> (資料6-8)</p>	項目	内容	(略)	(略)	避難の救援	(略)	(略)	(略)	炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。	(追加)	(追加)	(略)	(略)	<p>第3節 自衛隊の派遣要請及び受入れ</p> <p>2 救援活動内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>給食及び給水</td> <td>被災者に対し、給食及び給水を実施する。</td> </tr> <tr> <td>入浴支援</td> <td>被災者に対し、入浴支援を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 派遣部隊の受入れ (1)～(4) (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>(削除)</u></p>	項目	内容	(略)	(略)	避難の援助	(略)	(略)	(略)	給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。	入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p> <p>表記の整理</p>
項目	内容																															
(略)	(略)																															
避難の救援	(略)																															
(略)	(略)																															
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。																															
(追加)	(追加)																															
(略)	(略)																															
項目	内容																															
(略)	(略)																															
避難の援助	(略)																															
(略)	(略)																															
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。																															
入浴支援	被災者に対し、入浴支援を実施する。																															
(略)	(略)																															

頁	行	修正前	修正後	備考				
117	29	<p>第2章 情報の収集及び伝達</p> <p>第1節 通信連絡体制</p> <p>3 通信の運用</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関名</td> <td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所</td> </tr> </table> <p>(4) (略)</p> <p>4 有線途絶時の措置</p> <p>県災害対策本部へ通じる非常通信ルート</p>	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所	<p>第2章 情報の収集及び伝達</p> <p>第1節 通信連絡体制</p> <p>3 通信の運用</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 直接通信連絡線(ホットライン)は、次の機関との通信連絡に活用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">機関名</td> <td>春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所</td> </tr> </table> <p>(4) (略)</p> <p>4 有線途絶時の措置</p> <p>県災害対策本部へ通じる非常通信ルート</p>	機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所	表記の整理
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社名古屋支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガス株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所							
機関名	春日井警察署警備課 西日本電信電話株式会社東海支店 中部電力パワーグリッド株式会社春日井営業所 東邦ガスネットワーク株式会社設備部名古屋地域センター春日井事業所							
119	15	<p>第2節 地震情報等の収集及び伝達</p> <p>1 地震情報</p> <p>(1) 情報伝達系統</p>	<p>第2節 地震情報等の収集及び伝達</p> <p>1 地震情報</p> <p>(1) 情報伝達系統</p>	表記の整理				

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(略)</p>  <p>(2) 情報の種類及び発表基準等 ア 緊急地震速報の実施 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。<u>（震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報、震度5弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動警報に位置づけられる。）</u> <u>（追加）</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>(略)</p>  <p>(2) 情報の種類及び発表基準等 ア 緊急地震速報の実施 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p><u>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</u> <u>なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。</u></p> <p>イ (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ウ <u>地震情報</u> 国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、各地域・市町村の震度を地震発生の5分後をめどに発表する。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の情報 名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令室が把握している観測データ及び株式会社ウェザーニューズ、一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。</p>	<p>ウ <u>震源・震度に関する情報</u> 国内で震度3以上となる地震が観測されたときに、震源の位置、地震の規模、各地域・市町村の震度を地震発生の5分後をめどに発表する。 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 その他の情報 名古屋地方気象台の予警報を基にして状況判断を行う。また、市内の雨量等については、通信指令室が把握している観測データ及び一般財団法人河川情報センターとの専用回線による情報システムを活用する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
121	21	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 (略) <u>この場合において、市長は被害の発生地域、避難指示等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</u></p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報収集方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 人的被害 (略) なお、人的被害の把握に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第15号様式）を使用し、被災者台帳として保存する。 (ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>衛生部からの死亡者収容状況</u> ウ～カ (略)</p>	<p>第3節 被害情報の収集及び伝達 市長は、人的被害の状況（<u>安否不明者・行方不明者の数を含む</u>）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。 (略) <u>報告にあたり</u>、市長は県防災情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>1 情報の収集及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報収集方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 人的被害 (略) なお、人的被害の把握に当たっては、人的被害・住家等被害調査票（第15号様式）を使用し、被災者台帳を<u>作成し、保存する。</u> (ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) <u>市民窓口部窓口班からの死亡者収容状況</u> ウ～カ (略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																												
		<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>行方不明者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>6 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 安否情報 (略)</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	(略)	(略)	(略)	人的被害	(略)	(略)	行方不明者	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(3) 情報収集・伝達項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">収集・伝達の対象となる被害等</th> <th>伝達内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">人的被害</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>安否不明者・行方不明者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>6 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 安否情報 (略)</p> <p>ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。</p> <p><u>また、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、県の定める公表方針に基づき、県と連携の上、安否不明者・行方不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者・行方不明者の絞り込みに努める。</u></p>	収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容	(略)	(略)	(略)	人的被害	(略)	(略)	安否不明者・行方不明者	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																														
(略)	(略)	(略)																														
人的被害	(略)	(略)																														
	行方不明者																															
	(略)																															
(略)	(略)	(略)																														
収集・伝達の対象となる被害等		伝達内容																														
(略)	(略)	(略)																														
人的被害	(略)	(略)																														
	安否不明者・行方不明者																															
	(略)																															
(略)	(略)	(略)																														
132	27	<p>第4節 市民への広報及び相談窓口</p> <p>4 広報の手段</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) マスメディア (略)</p> <p>ア 災害情報の報道要請</p> <p>災害情報の報道は、情報管理部でとりまとめ、本部事務局局部へ報告するとともに、<u>広報担当者が報道機関へ要請する。</u></p>	<p>第4節 市民への広報及び相談窓口</p> <p>4 広報の手段</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) マスメディア (略)</p> <p>ア 災害情報の報道要請</p> <p>災害情報の報道は、情報管理部<u>広報伝達班</u>でとりまとめ、本部事務局局部へ報告するとともに報道機関へ要請する。</p>	<p>表記の整理</p>																												

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>イ 災害情報の提供 情報管理部広報担当者は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 各種相談窓口の開設 市は、<u>混乱が終息したときは</u>、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて<u>特別相談窓口</u>を開設する。</p>	<p>イ 災害情報の提供 情報管理部広報伝達班は、報道機関に対して適宜情報の発表を行う。 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 各種相談窓口の開設 市は、市民からの問い合わせや相談に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて<u>総合相談窓口</u>を開設する。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
137	22	<p>第3章 消防・救助活動 第2節 救助活動 倒壊家屋等からの人命救助及び行方不明者の搜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。</p> <p>2 行方不明者の搜索活動 (1) 行方不明者の存否確認 ア 支援本部は、警察、地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。 イ 行方不明者の確認に当たっては、避難状況、医療機関への搬送状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。</p> <p>ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて大使館等）に連絡する。</p> <p>(2) 行方不明者の搜索 ア 技術部は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。</p>	<p>第3章 消防・救助活動 第2節 救助活動 倒壊家屋等からの人命救助及び<u>安否不明者・行方不明者</u>の搜索活動は、消防公安部が中心となり、各部及び関係機関と連携して活動体制を確立し、可能な限り早期に開始する。</p> <p>2 <u>安否不明者・行方不明者</u>の搜索活動 (1) <u>安否不明者・行方不明者</u>の存否確認 ア 支援本部は、警察、地域住民等の協力を得て、<u>安否不明者・行方不明者</u>の存否を確認する。 イ <u>安否不明者・行方不明者</u>の確認に当たっては、避難状況、医療機関への搬送状況等を基に、住民基本台帳と照合して行う。</p> <p>ウ 搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。また、<u>安否不明者・行方不明者</u>として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて大使館等）に連絡する。</p> <p>(2) <u>安否不明者・行方不明者</u>の搜索 ア 技術部は、警察、自衛隊、地域住民等の協力を得て<u>安否不明者・行方不明者</u>の搜索を実施する。</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考										
		<p>イ 本部事務局部は、防災拠点、避難所等に行方不明者の捜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。</p> <p>ウ 行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から概ね10日間とし、なお捜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。</p> <p>エ 救出作業中又は行方不明者捜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。</p>	<p>イ 本部事務局部は、防災拠点、避難所等に<u>安否不明者・行方不明者</u>の捜索情報を提供し、関係情報の入手に努める。</p> <p>ウ <u>安否不明者・行方不明者</u>の捜索期間は、災害発生の日から概ね3日間とし、なお捜索を必要とするときは、本部長の指示により実施する。</p> <p>エ 救出作業中又は<u>安否不明者・行方不明者</u>捜索中に発見された遺体は、速やかに警察官の検視及び医師の検案（原則として鑑察医）に付し、身元が判明次第遺族等に引き渡す。</p>	<p>表記の整理</p> <p>災害救助法の規定に則した修正</p>										
139	28	<p>第3節 広域応援の要請</p> <p>2 知事への応援要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>県防災ヘリコプター支援要請</u></p> <p>災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、<u>知事</u>に対して<u>防災航空隊防災ヘリコプター</u>の出動を要請する。</p> <p>ア 応援要請をするときは、あらかじめ<u>防災安全局消防保安課防災航空グループ</u>に、電話等により必要な速報を行ってから、<u>緊急出動要請書</u>を<u>知事</u>に提出する。</p> <p>イ 緊急時応援要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="311 962 1093 1174"> <tr> <td><u>防災安全局消防保安課</u> <u>防災航空グループ</u></td> <td>電 話 0568-29-3121 F A X 0568-29-3123 防災行政無線 8200-31、32 防災行政無線 FAX 8200-11</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </table> <p>資料 「様式・資料集」<u>愛知県防災ヘリコプター緊急運航要領(資料6-6)</u> <u>防災ヘリコプター緊急運航基準(資料6-7)</u> <u>着陸帯設定時における留意事項(資料6-8)</u></p>	<u>防災安全局消防保安課</u> <u>防災航空グループ</u>	電 話 0568-29-3121 F A X 0568-29-3123 防災行政無線 8200-31、32 防災行政無線 FAX 8200-11	(追加)	(追加)	<p>第3節 広域応援の要請</p> <p>2 知事等への応援要請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>名古屋市消防航空隊支援要請</u></p> <p>災害発生直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動及び災害応急活動を迅速かつ円滑に行うため、必要に応じ、<u>名古屋市消防長</u>に対して<u>名古屋市消防航空隊</u>の出動を要請する。</p> <p>ア 応援要請をするときは、あらかじめ<u>名古屋市消防局</u>に、電話等により必要な速報を行ってから、<u>航空機隊支援出動要請書</u>を<u>名古屋市消防長</u>に提出する。</p> <p>イ 緊急時応援要請連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1115 962 1897 1174"> <tr> <td><u>8時45分から17時30分</u> <u>名古屋市消防航空隊</u></td> <td>電 話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721 (削除) (削除)</td> </tr> <tr> <td><u>17時30分から8時45分</u> <u>名古屋市防災指令センター</u></td> <td>電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td></td> </tr> </table>	<u>8時45分から17時30分</u> <u>名古屋市消防航空隊</u>	電 話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721 (削除) (削除)	<u>17時30分から8時45分</u> <u>名古屋市防災指令センター</u>	電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119	(削除)		<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
<u>防災安全局消防保安課</u> <u>防災航空グループ</u>	電 話 0568-29-3121 F A X 0568-29-3123 防災行政無線 8200-31、32 防災行政無線 FAX 8200-11													
(追加)	(追加)													
<u>8時45分から17時30分</u> <u>名古屋市消防航空隊</u>	電 話 0568-54-1190 F A X 0568-28-0721 (削除) (削除)													
<u>17時30分から8時45分</u> <u>名古屋市防災指令センター</u>	電 話 052-961-0119 F A X 052-953-0119													
(削除)														

頁	行	修正前	修正後	備考																																
		<p>3 緊急消防援助隊等 (略) 消防公安部は、「春日井市緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互に応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-47)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防相互応援協定 (資料5-48)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-49)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-52)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		協定名称	協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-47)	(略)	2	消防相互応援協定 (資料5-48)	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-49)	(略)	4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-52)	(略)	<p>3 緊急消防援助隊等 (略) 消防公安部は、「春日井市消防本部受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立し、体制を整えるものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 他の消防機関からの応援要請に基づく出動 (略) 消防相互に応援に関する協定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>協定名称</th> <th>協定機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>消防相互応援協定 (資料5-53)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-57)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		協定名称	協定機関	1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)	(略)	2	消防相互応援協定 (資料5-53)	(略)	3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)	(略)	4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-57)	(略)	<p>春日井市消防本部受援計画の策定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>		
	協定名称	協定機関																																		
1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-47)	(略)																																		
2	消防相互応援協定 (資料5-48)	(略)																																		
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-49)	(略)																																		
4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-52)	(略)																																		
	協定名称	協定機関																																		
1	愛知県内広域消防相互応援協定 (資料5-52)	(略)																																		
2	消防相互応援協定 (資料5-53)	(略)																																		
3	愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務協定 (資料5-54)	(略)																																		
4	愛知県下高速道路における消防相互応援協定 (資料5-57)	(略)																																		
142	8	<p>第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白山運動広場</td> <td>(略)</td> <td>1.8ha</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合体育館・温水プール駐車場</td> <td>(略)</td> <td>0.5ha</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。 (略) また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	名称	所在地	面積	摘要	白山運動広場	(略)	1.8ha	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合体育館・温水プール駐車場	(略)	0.5ha	(略)	<p>第4節 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>面積</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>白山運動広場</td> <td>(略)</td> <td>1.6ha</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>総合体育館・温水プール駐車場</td> <td>(略)</td> <td>2.0ha</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市は、「春日井市災害時受援計画」に基づき、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を確保する。 (略) また、市及び県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p>	名称	所在地	面積	摘要	白山運動広場	(略)	1.6ha	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	総合体育館・温水プール駐車場	(略)	2.0ha	(略)	<p>面積の変更に伴う修正</p> <p>春日井市災害時受援計画の策定に伴う修正</p> <p>表記の整理</p>
名称	所在地	面積	摘要																																	
白山運動広場	(略)	1.8ha	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
総合体育館・温水プール駐車場	(略)	0.5ha	(略)																																	
名称	所在地	面積	摘要																																	
白山運動広場	(略)	1.6ha	(略)																																	
(略)	(略)	(略)	(略)																																	
総合体育館・温水プール駐車場	(略)	2.0ha	(略)																																	
148	22	<p>第4章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p>	<p>第4章 救援及び救護</p> <p>第1節 避難</p>																																	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>6 避難所の管理運営 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。</p> <p>7 避難所における生活環境の整備 (1)～(3) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>6 避難所の管理運営 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努める。 <u>また、避難者の中にはDVやストーカー等の被害者が含まれている可能性があることから、避難所利用者登録票等、個人情報</u>の管理を徹底する。</p> <p>7 避難所における生活環境の整備 (1)～(3) (略) <u>資料 「様式・資料集」災害時における一時避難施設としての施設利用に関する協定</u> <u>(資料5-28)</u></p>	<p>対策の追加</p> <p>協定の締結による追加</p>
151	24	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、<u>技術部において調整の上、受け入れる。</u> 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5-41) 水道事故等による相互応援協定 (資料5-42) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5-43) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5-44) 緊急連絡管の使用に関する変更協定書 (資料5-45) 緊急連絡管の使用に関する協定</p>	<p>第2節 給水</p> <p>5 広域応援の受入れ 給水活動及び復旧活動に対して、他の地方自治体等から応援の申出があったときは、<u>本部事務局総務班を窓口として、技術部と調整の上、受け入れを検討する。</u> 資料 「様式・資料集」水道災害相互応援に関する覚書 (資料5-46) 水道事故等による相互応援協定 (資料5-47) 災害時等の緊急応援給水に関する覚書 (資料5-48) 災害時における飲料水の供給に関する協定 (資料5-49) 緊急連絡管の使用に関する変更協定書 (資料5-50) 緊急連絡管の使用に関する協定</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		(資料5-46) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-63、64、66~68) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-76、77、83、84)	(資料5-51) 災害時における物資調達に関する協定(資料5-70、71、73~76) 災害時における支援協力に関する協定 (資料5-82、83、89、90、92)	
153	23	<p>第3節 食糧</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(政策統括官)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(2) 炊出しの方法</p> <p>ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所内自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 他の団体等からの炊出しの申出については、物資供給部が関係各部と調整の上、実施する。</p> <p>カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」(略)</p>	<p>第3節 食糧</p> <p>2 炊出し</p> <p>(1) 主食等の調達</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省(農政局長)に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。</p> <p>エ、オ (略)</p> <p>(2) 炊出しの方法</p> <p>ア 物資供給部は、関係各部と調整の上、避難所運営委員会(食料・物資班)、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て行う。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>オ 応援要請に基づかない他の団体等からの炊出しの申出については、本部事務局総務班を窓口として、物資供給部と調整の上、受入れを検討する。</p> <p>カ 炊出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 食糧等の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」(略)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>対策の追加</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		災害時における物資調達に関する協定（資料5-63～68） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-76、77、79、83、84）（略）	災害時における物資調達に関する協定（資料5-70～76） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-82、83、85、89、90、92）（略）	表記の整理
156	5	<p>第4節 生活必需品</p> <p>2 調達及び搬送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調達品 ア、イ (略) ウ 調達品は、<u>避難所等へ直接搬送</u>することを原則とする。 <u>直接搬送が困難なときは、物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送する。</u></p> <p>(3) 救援物資 ア (略) なお、事態に照らし緊急を要する場合は、<u>応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合がある</u>ことに留意する。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 供給方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所等での受入配付については、<u>避難所内自治組織、ボランティア等の協力を得て実施する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 物資の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」(略)</p> <p>災害時における物資調達に関する協定（資料5-63～69、73） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-76～79、83、84）</p>	<p>第4節 生活必需品</p> <p>2 調達及び搬送</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 調達品 ア、イ (略) ウ 調達品は、<u>物資集配拠点に受け入れ、各避難所等へ搬送</u>することを原則とする。<u>集約が困難なときは、避難所等へ直接搬送する。</u></p> <p>(3) 救援物資 ア (略) なお、事態に照らし緊急を要する場合は、<u>応援要請を行う前に、国や県による食料、毛布等を始めとする主要8品目の物資輸送が開始されることに留意する。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>3 供給方法</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所等での受入配付については、<u>避難所運営委員会（食料・物資班）、ボランティア等の協力を得て実施する。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>5 物資の調達に関する協定 (略) 資料 「様式・資料集」(略)</p> <p>災害時における物資調達に関する協定（資料5-70～76、79） 災害時における支援協力に関する協定（資料5-82～86、90、92）</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

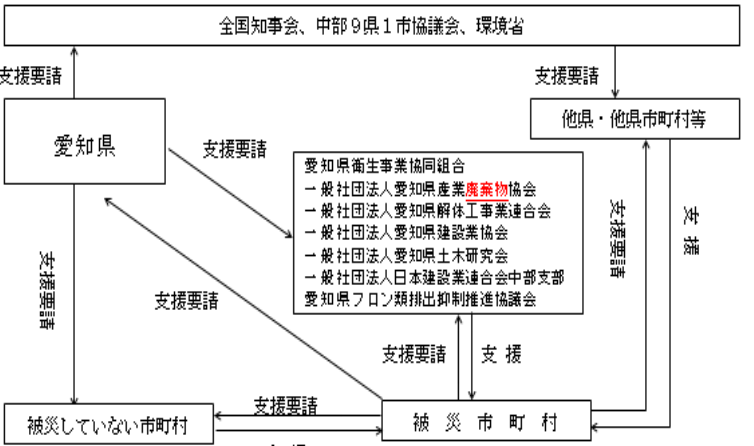
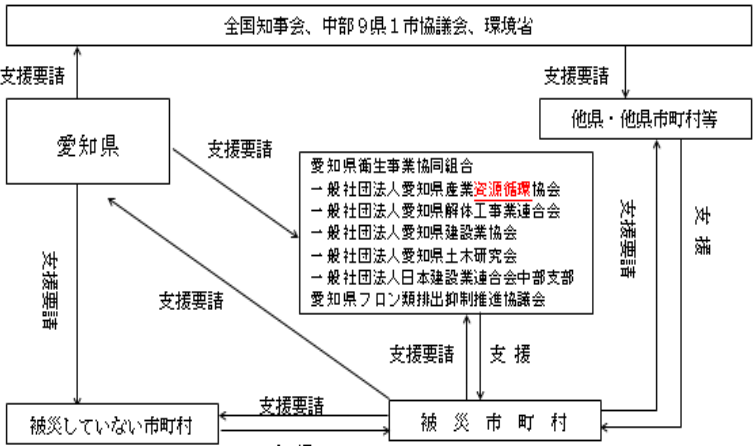
頁	行	修正前	修正後	備考
		(略)	(略)	
161	22	<p>第5節 医療</p> <p>6 健康支援と心のケア</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」(略)</p> <p>災害医療救護に関する協定 (資料5-54)</p> <p>災害歯科医療救護に関する協定 (資料5-55)</p> <p>災害時における医療品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定(資料5-56)</p> <p>春日井市と一般社団法人薬剤師医師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書(資料5-57)</p>	<p>第5節 医療</p> <p>6 健康支援と心のケア</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」(略)</p> <p>災害医療救護に関する協定 (資料5-60)</p> <p>災害歯科医療救護に関する協定 (資料5-61)</p> <p>災害時における医療品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定(資料5-62)</p> <p>春日井市と一般社団法人薬剤師医師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書(資料5-63)</p>	表記の整理
168	2	<p>第8節 遺体の処理 【衛生部】</p> <p>6 遺体安置所の開設</p> <p><u>衛生部</u>は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 遺体の埋火葬</p> <p>(1) 死亡届書の受理、<u>火葬(埋葬)許可証</u>の交付</p> <p>死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、<u>火葬(埋葬)許可証</u>を交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 埋火葬</p> <p><u>火葬(埋葬)許可証</u>を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。</p>	<p>第8節 遺体の処理 【市民窓口部】</p> <p>6 遺体安置所の開設</p> <p><u>市民窓口部</u>は、避難所となっていない中学校の体育館等公共建築物を施設管理者と協議の上、遺体安置所として開設する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 遺体の埋火葬</p> <p>(1) 死亡届書の受理、<u>死体火葬許可証</u>の交付</p> <p>死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、<u>死体火葬許可証</u>を交付する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 埋火葬</p> <p><u>死体火葬許可証</u>を確認し、遺体を埋火葬する。火葬は原則として尾張東部聖苑で行うこととする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
170	11	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第9節 緊急輸送</p> <p>1 緊急輸送手段の確保</p> <p>(1) (略)</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考												
		<p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 (略) また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急車両の調達等 ア (略) イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="311 647 1095 826"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加)</td> <td>輸送車両の供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)~(7) (略) (追加)</p> <p>2 燃料の確保</p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加)	輸送車両の供給	<p>(2) 緊急輸送道路の機能確保 (略) また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路管理者として<u>区間を指定して</u>、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。 (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 緊急車両の調達等 ア (略) イ 災害の規模等必要に応じ、協定締結団体に協力を要請する。</p> <table border="1" data-bbox="1120 647 1904 826"> <thead> <tr> <th>協定先</th> <th>協定の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社</td> <td>輸送車両の供給</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)~(7) (略) <u>資料 「様式・資料集」 要配慮者搬送用公用車</u> <u>(資料4-2)</u> <u>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定</u> <u>(資料5-80)</u> <u>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定</u> <u>(資料5-81)</u> <u>災害時における人員輸送に関する協定 (資料5-29、30)</u> <u>災害時における自動車等の提供に関する協定 (資料5-31、33)</u> <u>緊急通行車両等の事前届出・確認</u> <u>手続等要領 (資料6-4)</u></p> <p>2 燃料の確保</p>	協定先	協定の内容	(略)	(略)	株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社	輸送車両の供給	<p>表記の整理</p> <p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理</p>
協定先	協定の内容															
(略)	(略)															
株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 (追加)	輸送車両の供給															
協定先	協定の内容															
(略)	(略)															
株式会社トヨタレンタリース愛知 株式会社トヨタレンタリース名古屋 J-net レンタリース株式会社	輸送車両の供給															

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 <u>要配慮者搬送用公用車</u> (資料4-2)</p> <p><u>災害時における物資調達に関する協定 (資料5-62~67、69、72)</u> <u>災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定</u> (資料5-73)</p> <p><u>災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定</u> (資料5-74)</p> <p><u>災害時における人員輸送に関する協定 (資料5-27、28)</u> <u>災害時における自動車等の提供に関する協定 (資料5-29)</u> <u>緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領 (資料6-4)</u></p> <p>3 緊急航空輸送 本部事務局部は、緊急を要するときは、知事を通じて<u>県防災航空隊、自衛隊、県警等の航空機 (ヘリコプター) の派遣を要請する。</u></p>	<p>(略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 <u>(削除)</u></p> <p><u>災害時における物資調達に関する協定 (資料5-70~75、77、79)</u> (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>3 緊急航空輸送 本部事務局部は、緊急を要するときは、知事を通じて<u>自衛隊や県警、又は名古屋市消防長を通じて名古屋市消防航空隊等の航空機 (ヘリコプター) の派遣を要請する。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
173	12	<p>第10節 帰宅困難者対策</p> <p>2 徒歩帰宅者への情報提供 (略)</p> <p>また、JR春日井駅においては、<u>市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供するとともに、日本放送協会 (NHK) の緊急放送を放映し、利用者には有効な災害情報を提供する。</u></p>	<p>第10節 帰宅困難者対策</p> <p>2 徒歩帰宅者への情報提供 (略)</p> <p>また、JR春日井駅においては、<u>日本放送協会 (NHK) の緊急放送を放映するとともに、JR春日井駅及びJR高蔵寺駅においては、市政情報等を発信するための公共掲示板を活用し、最寄りの避難所情報を提供することで、利用者には有効な災害情報を提供する。</u></p>	<p>対策の追加</p>
174	5	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>第1節 支援対策</p> <p>災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防</p>	<p>第5章 要配慮者対策</p> <p>第1節 支援対策</p> <p>災害時に特別の配慮を要する高齢者、傷病者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、地域住民、自主防</p>	

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>災組織、民生委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会福祉施設等 (1)～(3) (略) <u>(追加)</u></p>	<p>災組織、民生委員・<u>児童委員</u>等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認、避難誘導を実施するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 社会福祉施設等 (1)～(3) (略) <u>資料 「様式・資料集」災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書</u> <u>(資料5-69)</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>協定の締結による追加</p>
176	23	<p>第2節 要配慮者への対応</p> <p>5 PTSDへの対応 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入れに関する協定書(資料5-55)</p>	<p>第2節 要配慮者への対応</p> <p>5 PTSDへの対応 (略) 資料 「様式・資料集」災害時における要援護者等の受入れに関する協定書(資料5-68)</p>	<p>表記の整理</p>
177	5	<p>第6章 都市施設の応急対策</p> <p>第1節 公共施設</p> <p>道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。 <u>(追加)</u></p> <p>1 道路及び橋梁</p> <p>(1) 安全対策</p> <p>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u> (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 市庁舎等の公共施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設建物・設備の保全等</p>	<p>第6章 都市施設の応急対策</p> <p>第1節 公共施設</p> <p>道路管理者等公共施設の管理者は、災害発生時には速やかに活動体制を確立し、所管する施設の被害状況の把握、安全対策及び応急復旧措置を講ずる。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、職員等の安全を最優先とする。</u></p> <p>1 道路及び橋梁</p> <p>(1) 安全対策</p> <p>巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握し、道路情報システム等の活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。 (削除) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 市庁舎等の公共施設</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設建物・設備の保全等</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
		<p>ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を支援本部へ報告する。 <u>ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。</u></p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-32、34)</p>	<p>ア 施設・設備の応急点検を実施し、被害状況を支援本部へ報告する。 <u>(削除)</u></p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-40、42)</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
180	8	<p>第2節 ライフライン</p> <p>1 上水道</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-37)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 電話</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 被災者等への情報伝達</p> <p><u>電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>第2節 ライフライン</p> <p>1 上水道</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定(資料5-41)</p> <p>2~5 (略)</p> <p>6 電話</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 被災者等への情報伝達</p> <p><u>通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</u></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
185	28	<p>第7章 交通対策及び災害警備</p> <p>第1節 交通障害物の撤去</p> <p>1 障害物の撤去</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務の支援等に関する協定(資料5-32~34)</p> <p>2 路上放置車両等に関する措置</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第7章 交通対策及び災害警備</p> <p>第1節 交通障害物の撤去</p> <p>1 障害物の撤去</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務の支援等に関する協定(資料5-40~42)</p> <p>2 路上放置車両等に関する措置</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務の支</p>	<p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考
			援等に関する協定（資料5-45）	協定の締結による追加
194	7	<p>第8章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 2 処理体制の確保 (1) (略) (2) 応援・協力要請 (略) 被災時の支援体制</p>  <p>3 (略) 4 し尿の収集・処理方法 (1)~(3) (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>(追加)</u></p> <p>ごみ処理相互応援に関する協定 (資料5-87) 災害時におけるフロン類の回収に</p>	<p>第8章 廃棄物対策 第1節 ごみ・し尿対策 2 処理体制の確保 (1) (略) (2) 応援・協力要請 (略) 被災時の支援体制</p>  <p>3 (略) 4 し尿の収集・処理方法 (1)~(3) (略) 資料 「様式・資料集」(略) <u>災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書</u> (資料5-93) ごみ処理相互応援に関する協定 (資料5-94) 災害時におけるフロン類の回収に</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>

頁	行	修正前	修正後	備考																												
		<p>関する協定（資料5-88） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料5-89～92） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料5-93）</p>	<p>関する協定（資料5-95） 災害時における廃棄物の処理等に関する協定（資料5-96～99） 災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定（資料5-100）</p>	表記の整理																												
197	11	<p>第2節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (1)、(2) (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-36、38） (略)</p>	<p>第2節 がれき対策 1 流入した土石等の障害物の除去 (1)、(2) (略) 資料 「様式・資料集」 災害時における応急対策業務に関する協定（資料5-40、42） (略)</p>	表記の整理																												
200	31	<p>第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 7 教科書・学用品等の給与 (1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立小・中学校等の児童及び生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 (略) (2) 県は、県立高等学校や特別支援学校、私立学校等の児童及び生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。</p>	<p>第9章 教育対策 第1節 学校教育の早期再開 7 教科書・学用品等の給与 (1) 避難部は、被災により教科書・学用品等を、喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童・生徒に対して教科書・学用品等を給与する。 (略) (2) 県は、県立学校、私立学校等の児童・生徒に対して自ら教科書・学用品等の給与を実施、又は市からの応援要求事項を実施することが困難な場合、教科書については文部科学省へ、その他の学用品等については中部経済産業局へ調達につき応援を求める。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																												
203	24	<p>第10章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学用</td> <td>市立小・中学校等 児童生徒分</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類		実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)		(略)		学用	市立小・中学校等 児童生徒分	(略)		<p>第10章 災害救助法の適用 2 救助の種類 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">救助の種類</th> <th colspan="2">実施者</th> </tr> <tr> <th>局地災害の場合</th> <th>広域災害の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>学用</td> <td>市立学校児童生徒分</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	救助の種類		実施者		局地災害の場合	広域災害の場合	(略)		(略)		学用	市立学校児童生徒分	(略)		表記の整理
救助の種類		実施者																														
		局地災害の場合	広域災害の場合																													
(略)		(略)																														
学用	市立小・中学校等 児童生徒分	(略)																														
救助の種類		実施者																														
		局地災害の場合	広域災害の場合																													
(略)		(略)																														
学用	市立学校児童生徒分	(略)																														

頁	行	修正前	修正後	備考
		品 の 給 与 (略)	品 の 給 与 (略)	
		品 の 給 与 (略)	品 の 給 与 (略)	
208	14	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第4節 市税の徴収猶予、減免等 【各所管課、支援本部、市民窓口部】	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 市民生活安定のための緊急措置 第4節 市税の徴収猶予、減免等 【各所管課】	表記の整理
210	24	第2章 復興体制 3 職員の派遣要請 (1) (略) (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。	第2章 復興体制 3 職員の派遣要請 (1) (略) (2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17） 市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。 <u>特に、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u>	表記の整理
228	1	資料5 災害対策本部組織体制・事務分掌 (略) 1 応急活動組織 (1) 防災組織体制 ウ 警戒本部及び対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。 (2) 配備態勢 ウ 警戒態勢及び第1次非常配備態勢の配備要員、主な活動内容等は、第4編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。 2 (略) 3 発災に備えた直前対策	資料5 <u>東海地震に関連する情報発表時における災害対策本部組織体制・事務分掌</u> (略) 1 応急活動組織 (1) 防災組織体制 ウ 警戒本部及び対策本部の設置、廃止、組織、事務分掌等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。 (2) 配備態勢 ウ 警戒態勢及び第1次非常配備態勢の配備要員、主な活動内容等は、第3編第1章第1節「活動組織の設置」に定めるとおりとする。 2 (略) 3 発災に備えた直前対策	表記の整理 表記の整理 表記の整理

頁	行	修正前	修正後	備考																																														
		(1)、(2) (略) (3) 非常用物資対策 ケ 通信 (7) 地震防災応急対策等に関する広報 d 西日本電信電話株式会社の名古屋支店における業務実施状況	(1)、(2) (略) (3) 非常用物資対策 ケ 通信 (7) 地震防災応急対策等に関する広報 d 西日本電信電話株式会社の東海支店における業務実施状況	表記の整理																																														
247	20	資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)	資料6 災害対策本部組織体制・事務分掌 4 (略)	表記の整理																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局部 (略)</td> <td>「本部班」 (略)</td> <td>1～8 (略) (追加) 9～11 (略)</td> </tr> <tr> <td>「総務班」 (略)</td> <td>(追加) 1～9 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">動員部 (略)</td> <td rowspan="2">人事課</td> <td>1～5 (略) (追加) 6、7 (略)</td> </tr> <tr> <td>情報管理部 (略)</td> </tr> <tr> <td>「広報伝達班」 (略)</td> <td>1～3 (略) (追加) 4 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボランティア部 (略)</td> <td rowspan="2">市民活動推進課</td> <td>(追加) 1～5 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) (追加) 9～11 (略)	「総務班」 (略)	(追加) 1～9 (略)	(略)	(略)	(略)	動員部 (略)	人事課	1～5 (略) (追加) 6、7 (略)	情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1～3 (略) (追加) 4 (略)	(略)	(略)	(略)	ボランティア部 (略)	市民活動推進課	(追加) 1～5 (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長 総括担当者</th> <th>担当課</th> <th>主な事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本部事務局部 (略)</td> <td>「本部班」 (略)</td> <td>1～8 (略) 9 安否不明者・行方不明者の公表に関すること。 10～12 (略)</td> </tr> <tr> <td>「総務班」 (略)</td> <td>1 受援に係る総合調整に関すること。 2～10 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">動員部 (略)</td> <td rowspan="2">人事課</td> <td>1～5 (略) 6 各種応援の要請に関すること。 7、8 (略)</td> </tr> <tr> <td>情報管理部 (略)</td> </tr> <tr> <td>「広報伝達班」 (略)</td> <td>1～3 (略) 4 総合相談窓口の設置に関すること。 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ボランティア部 (略)</td> <td rowspan="2">市民活動推進課</td> <td>1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関すること。 2～6 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌	本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) 9 安否不明者・行方不明者の公表に関すること。 10～12 (略)	「総務班」 (略)	1 受援に係る総合調整に関すること。 2～10 (略)	(略)	(略)	(略)	動員部 (略)	人事課	1～5 (略) 6 各種応援の要請に関すること。 7、8 (略)	情報管理部 (略)	「広報伝達班」 (略)	1～3 (略) 4 総合相談窓口の設置に関すること。 5 (略)	(略)	(略)	(略)	ボランティア部 (略)	市民活動推進課	1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関すること。 2～6 (略)	表記の整理
部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																																
本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) (追加) 9～11 (略)																																																
	「総務班」 (略)	(追加) 1～9 (略)																																																
(略)	(略)	(略)																																																
動員部 (略)	人事課	1～5 (略) (追加) 6、7 (略)																																																
		情報管理部 (略)																																																
「広報伝達班」 (略)	1～3 (略) (追加) 4 (略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																
ボランティア部 (略)	市民活動推進課	(追加) 1～5 (略)																																																
		部長 総括担当者	担当課	主な事務分掌																																														
本部事務局部 (略)	「本部班」 (略)	1～8 (略) 9 安否不明者・行方不明者の公表に関すること。 10～12 (略)																																																
	「総務班」 (略)	1 受援に係る総合調整に関すること。 2～10 (略)																																																
(略)	(略)	(略)																																																
動員部 (略)	人事課	1～5 (略) 6 各種応援の要請に関すること。 7、8 (略)																																																
		情報管理部 (略)																																																
「広報伝達班」 (略)	1～3 (略) 4 総合相談窓口の設置に関すること。 5 (略)																																																	
(略)	(略)	(略)																																																
ボランティア部 (略)	市民活動推進課	1 春日井市社会福祉協議会との委託契約の締結に関すること。 2～6 (略)																																																

